# 鎌倉市立小学校 AI ドリル使用契約

# 仕様書

## １　件名

鎌倉市立小学校 AI ドリル使用契約

## ２　概要

鎌倉市（以下「発注者」という。）では、文部科学省の掲げる「GIGA スクール構想」を進めるに当たり、令和２年度（2020 年度）に全ての児童生徒がタブレット端末を利用できる環境整備を行うとともに、令和３年度（2021 年度）には、児童生徒の理解度や習熟度に応じた教材の提供により「個別最適な学び」の実現に寄与することを目的として、AI ドリルを導入し、現在も活用を進めている。

鎌倉市もいわゆる「NEXT GIGA（GIGA スクール構想第２期）」を迎え、タブレット端末やデジタル教材等の ICT 機器を更に有効活用することで、「個別最適な学び」の一層の推進を目指しているところである。また、令和７年度（2025 年度）には新たな教育大綱を策定し、「“炭火”のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きられるまち鎌倉」を目指す姿（ビジョン）に掲げるとともに、「学習者中心の学び」を行動指針（コンセプト）の中心に据えて、「ワクワクして未来を創る学び」の実現を目指している。

本契約は、従来から目指していた「個別最適な学び」の実現に加えて、鎌倉市教育大綱に掲げる「学習者中心の学び」の実現に資する取組の１つとして、本市の児童や学校の実態に最も適した AI ドリルを導入するため、その使用契約を締結するものである。

なお、本市が導入する AI ドリルは、学習そのものの目的ではなく、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や、児童一人ひとりのつまずきの把握を支援する手段として位置付ける。これにより、児童が自らの学びを調整するとともに、教員が児童との対話や、協働的・探究的な学びに一層力を注ぐことのできる環境を整えるものとする。

## ３　使用期間

令和９年（2027 年）４月１日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで

なお、契約締結日から令和９年（2027 年）４月１日までの間は、全ての市立小学校で円滑に使用を開始するための準備期間とする。当該準備に要する経費については、令和９年（2027 年）４月以降に発注者が支払う使用料に含めるものとする。

## ４　対象

（１）鎌倉市立小学校 16 校

上記学校に在籍する児童（小学校１年生～６年生）　約 6,600 人

契約期間中の転入分で児童数が増加することも想定すること。なお、対象となる児童のデータについては、発注者が受注者に提供する。

（２）上記学校所属の教職員及び教育委員会事務局職員

## ５　使用場所

鎌倉市立小学校 16 校及び在籍する児童の家庭等

## ６　内容

### （１）利用イメージ

ア　ID及びパスワードを交付された児童が、学校や家庭等において、ブラウザ又はアプリケーションからアクセスし、個々の理解度や習熟度に応じて最適化されたドリル学習を行う。
イ　児童の思考や試行錯誤を引き出し、個々のつまずきの内容や程度を分析し、原因の解消と基礎的・基本的な知識及び技能の定着を支援する。
ウ　個々の学習への動機付けを高める仕組みがあり、学習の習慣化と伸長を支援する。
エ　児童が自らの学習状況を把握し、目標の設定、学習内容や方法の選択、学習後の振り返りを行うなど、自己調整しながら学習を進めることを支援する。
オ　AIドリルによる学習を通して把握したつまずきや考え方を、授業における対話、協働的な学び、活用・探究につなげる。
カ　特に、小学校低学年の児童の利用にあたっては、保護者が児童の学習状況に応じて、基礎的・基本的な知識及び技能（AIドリルの基本操作を含む）の定着や学習の習慣化を支援する。

**（２）要件**

ア　クラウド型の学校向け学習ドリルシステムで、iPadOS、macOS、WindowsOS及びChromeOSの各最新版に対応して動作すること。対応ブラウザは、Safari、Google Chrome及びMicrosoft Edgeの各最新版とすること。
イ　アプリケーションで動作するAIドリルにあっては、鎌倉市における１人１台端末の入替等が生じた場合についても、AIドリルの使用に支障がないよう適切に対応すること。
ウ　システム導入時のキッティングやバージョンアップにおいて、原則として学校の教職員によるインストール作業や設定変更を必要としないこと。現場での作業が必要となる場合は、受注者の責任において速やかに対応すること。
エ　本市のネットワーク環境は、令和８年（2026年）10月現在、各学校からの光回線を利用した１G帯域保証回線（教育支援教室ひだまり及び由比ガ浜中学校は１Gベストエフォート回線）となっていること、児童に配付している１人１台端末（iPad）はLTE通信が可能なCellularモデルであることを考慮し、このようなネットワーク環境で円滑に稼働するAIドリルであること。
オ　本市が想定する児童及び教職員が同一の場で同時に利用した場合においても、授業に支障のない応答速度を確保すること。
カ　通信環境が不安定な環境下でも児童の学習機会を保障する観点から、オフラインでもドリル機能が利用できること。なお、オフライン時における利用可能な機能範囲及びオンライン復帰時のデータ同期・引き継ぎについて具体的に提示すること。

**（３）ドリル機能について**

ア　学習指導要領に準拠した問題が収録され、本市の小学校で採用している教科書に対応した目次が利用できること。また、教科書表現と一致した問題に取り組むことができること。
イ　学習指導要領や本市が採択する教科書の改訂時に新たな学習内容の追加が必要となる場合は、速やかに対応すること。
ウ　毎日の授業で活用できるように、小学校の５教科（国語・社会・算数・理科・英語）の問題が収録されていること。
エ　個々の児童がアカウントを取得し、自動正誤判定後、学習履歴が自動的に保存されること。
オ　解答方式は、選択肢入力、手書き入力、キーボード入力に対応していること。また、手書きの文字を高精度で認識できること。

カ　正誤判定後、問題の特性に応じて、解答又は解答例が表示されること。文字、数字・数式、図解・グラフ等の問題特性に応じた解説が、アニメーション等により分かりやすく表示されること。

キ　各学年の単元から、系統立てて既習学年や単元の問題を復習できること。

ク　AI を活用して誤答の内容を分析し、児童が理解できていない領域・単元・内容に合わせて出題する機能を有すること。また、取組途中で中断しても、続きから始めることができる機能を有すること。

ケ　UD フォントの使用やルビ表示など、低学年や ICT に不慣れな児童など、様々な児童の特性に応じて長期的に利用できるよう配慮した機能を実装していること。

コ　教科学習だけでなく、探究的な学習や発展的な学習への接続が可能であること。

サ　児童が、取り組む単元や難易度等を選択し、学習後の振り返りを記録できる機能を有すること。また、自らの学習履歴や伸びを児童が分かりやすく確認できること。

シ　正答のみを求める問題に偏らず、考え方や理由を記述・説明する問題、複数の考え方を比較する問題など、習得した知識及び技能を活用する問題を収録していること。

ス　視覚、聴覚、読み書き等に困難のある児童を含む多様な児童が利用しやすいアクセシビリティ機能を有すること。

セ　既習学年へ遡って学習する際には、児童の発達段階や心情に配慮し、在籍学年との差が過度に強調されない表示とすること。

ソ　誤答が続いた場合にも児童の意欲や自己肯定感を損なわない表示とし、学習量や進度を過度に競わせない設定が可能であること。

タ　児童及び教員にとって詳細なマニュアル等を見なくても感覚的にログインや解答、管理等の操作ができるインターフェースであること。

チ　過去の学習履歴から児童一人ひとりに適したタイミングで、効果的に復習できる問題を自動抽出・出題できること。

**（４）テスト機能について**

ア　AI ドリルとは別機能として、単元ごとの定着度を確認するためのテスト機能を有すること。

イ　小学校４年生から小学校６年生までの４教科（国語・算数・理科・社会）に対応していること。なお、小学校１・２年生の国語・算数、小学校３年生の国語・算数・理科・社会、小学校５・６年生の外国語（英語）にも対応していることが望ましい。

ウ　教科書の全単元に対応していること。

エ　問題ごとに記述式、選択式など児童の学力を適切に測ることができる回答形式であること。

オ　テスト実施時にネットワーク不調によるトラブルを防止する機能を有すること。

カ　テストの公平性を担保する不正防止機能を有すること。

キ　自動採点機能を有すること。ただし、記述式などについては一部手動による採点を可とする。

ク　クラス・個人単位で知識・技能、思考力・判断力・表現力の観点別に得点や正答率がデータ化できること。

**（５）学習履歴管理について**

ア　学年・クラス・個人単位又は問題単位から、学習結果（正解・不正解など）・学習回数（解き直しを含む）、習熟度などの情報がそれぞれ確認できること。

イ　教員が児童の取り組む状況をリアルタイムに把握でき、机間指導等に生かすことができる仕組みを有すること。

ウ　教育委員会又は各学校のアカウントを発行し、各学校の利用状況・学習結果が確認できること。

エ　児童の学習成果物（取り組んだ問題、取り組んだ数など）は、児童別に一元的に整理され、児童の学習状況やつまずきの把握、普段の指導及び指導改善に活用できること。

オ　教職員が、児童の学習成果物を指導改善等に活用できる画面を有すること。また、児童の学習成果物を活用することで、学校と家庭の共通理解の醸成や、児童の家庭学習の支援ができること。

カ　児童の学習成果物や学習履歴のデータがCSV形式で出力できること。

キ　児童の学習履歴や習熟度等を一覧化するダッシュボード機能を有すること。

ク　学習履歴等のデータのみをもって児童の学習評価を行うことを前提とせず、教員が児童の学習過程や成果を多面的に捉えるための補助資料として活用できること。

ケ　正答率や取組数だけでなく、つまずきの内容、解き直し、学習方法の選択及び振り返りなど、児童の学習過程を把握できること。

コ　同一自治体内で転出入・進学した場合でも学校間で学習履歴を引き継ぐことができること。

**（６）課題配信機能について**

ア　教員がPCやタブレット端末から個々の児童やクラス等の単位で課題を一斉配信できる機能を有すること。

イ　教員による課題配信に加え、児童が自ら学習内容を選択して取り組むことのできる機能を有すること。

**（７）その他の機能について**

ア　Googleアカウントを使用したシングルサインオンにより児童及び教員が容易にログインできること。

イ　学習指導要領の改訂に伴い、各教科の評価の観点等に変更が生じた場合、その変更に応じた対応を講じること。

ウ　年度更新、進級、転出入、卒業、教職員の異動及び学級編制の変更に対応し、学校の作業を最小限とすること。

**（８）サポートについて**

ア　教員に対して操作方法等に関する研修を行うこと。また、導入後にも、操作方法及びシステムに関する問い合わせ窓口（メール又は電話）を設置するとともに、必要に応じて研修を実施するなど、教員の円滑な利用を支援すること。研修の実施時期については発注者と協議すること。

イ　教員向けのサポートサイトがWeb上で設置されていること。

ウ　システム更新やシステム障害等において、学習への影響が最小限になるよう、業務の遂行に十分な人員体制を確保すること。

エ　活用状況についての定量的なレポートを月ごとに発注者へ提出し、活用状況の報告に併せて課題の改善策等の提案を行うこと。

オ　月次レポート及び改善提案は、利用回数や利用時間の多寡のみに偏らず、利用場面、つまずきの解消、指導への活用、自己調整への寄与及び過度な長時間利用の有無等を含むこと。なお、利用回数や利用時間の多寡のみをもって学校又は教職員の取組を評価しないこと。

カ　操作方法に限らず、AIドリルを活用した授業づくり、学習者中心の学び、習得・活用・探究の接続及び多様な児童への配慮に関する研修又は活用支援を行うこと。

キ　教員がオンデマンドで操作方法等を確認できる研修動画を提供すること。

**（9）サービス品質及び障害対応について**

ア　計画停止を除き、授業及び家庭学習で安定して利用できる稼働率を確保し、その基準及び実績の確認方法を提示すること。

イ　システムのバージョンアップ等に伴う計画停止は、原則として授業時間帯を避け、発注者及び学校へ事前に通知すること。

ウ　障害発生時の連絡体制、第一報までの時間、復旧目標時間及び代替措置を明確にすること。重大な障害については、原因及び再発防止策を発注者へ報告すること。

エ　学習履歴等のバックアップを適切に行い、障害又は災害発生時の復旧手順及び復旧可能な時点を明確にすること。

**（10）セキュリティ及び個人情報保護について**

ア　AI ドリルに係るセキュリティ及び個人情報保護の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、適切に実施すること。

イ　児童、教職員及び学校に関して取得するデータは、本契約の履行に必要な範囲を超えて取得又は利用しないこと。

ウ　児童及び教職員に関するデータを、本契約の目的以外に利用しないこと。また、発注者の事前の書面による承諾なく、生成 AI その他の AI モデルの学習、性能改善又は開発に利用しないこと。

エ　発注者の事前の承諾なく個人データを第三者に提供しないこと。

オ　データの保存場所及び国外移転の有無を明示し、国外で取り扱う場合は、その国又は地域、適用される制度及び安全管理措置を発注者へ説明すること。

カ　通信時及び保存時の暗号化、利用者及び管理者の適切なアクセス制御、認証、操作ログの取得・保存、脆弱性対策その他必要な技術的・組織的安全管理措置を講じること。

キ　情報漏えい、滅失、毀損、不正アクセスその他のインシデントが発生し、又はそのおそれを把握した場合は、直ちに発注者へ連絡し、影響範囲、対応状況、原因及び再発防止策を報告すること。

ク　契約終了時又は発注者の指示があった場合は、発注者が必要とするデータを返却した上で、受注者及び再委託先が保有するデータを復元できない方法で消去し、その完了を書面で報告すること。返却するデータの詳細については、発注者と受注者で協議して決定するものとする。

ケ　発注者が、データの取扱い及び安全管理措置の実施状況について報告を求め、又は必要な確認を行うことができること。

コ　AI による分析又は判定について、不適切な偏りや差別的な結果が生じないよう、受注者が継続的に検証及び改善を行うこと。

## 7　その他

（1）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議の上、誠意をもって対応すること。

（2）発注者が貸与又は用意するものを除き、本契約の履行に必要なものについては受注者が用意すること。